



2026年10月26日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア ス リ ナ
代表者名 代表取締役社長 山元 秀樹
(コード番号：3647 東証スタンダード市場)
問合せ先 常務取締役経営管理本部長 高橋 龍馬
(電話：03-5781-2522)

譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2016年11月29日開催の第6期定時株主総会でご承認いただいた譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を改定し、本改定に関する議案を2026年11月26日開催予定の第16期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の改定の概要

当社は、2016年11月29日開催の第6期定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役に対し、本制度に係る報酬を支給することをご承認いただき、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、本制度を導入いたしました。

この度、役員報酬制度の見直しを行い、取締役の役職、職責及び在任見込み等に応じた株式報酬を付与できるよう、報酬額及び交付株式数の上限を拡大するとともに、譲渡制限期間及び解除条件等を見直すことといたしました。中長期的な企業価値向上に向けた貢献意欲を高め、株主の皆様との継続的な価値共有及び役員の継続的な参画を促すことを目的として、以下のとおり本制度の内容を一部改定いたします。

(1) 報酬額の上限の変更

基本報酬等の既存の金銭報酬枠とは別枠で支給する、本制度に係る金銭報酬債権の年間上限額を、次のとおり変更いたします。

役員区分	改定前	改定後
取締役 (監査等委員を除く)	年額 1 億 5,000 万円以内 うち社外取締役 2,500 万円以内	年額 4.5 億円以内 社外取締役の内枠：年額 1 億円以内
監査等委員である取締役	年額 5,000 万円以内 うち社外取締役 2,500 万円以内	年額 1.5 億円以内 社外取締役の内枠：年額 1 億円以内

(2) 報酬額の上限の変更

本制度により発行又は処分する当社普通株式の年間上限を、次のとおり変更いたします。

役員区分	改定前	改定後
取締役 (監査等委員を除く)	年 1,500,000 株以内 (株式併合後：年 300,000 株以内)	年 500,000 株以内
監査等委員である取締役	年 500,000 株以内 (株式併合後：年 100,000 株以内)	年 150,000 株以内

なお、各区分について報酬額及び株数の両上限を遵守します。本株主総会の決議日以降、株式分割、株式併合等の株数調整を要する事由が生じた場合には、株数上限を合理的な範囲で調整いたします。上限の拡大は直ちにその全額又は全株数を付与するものではなく、実際の付与額及び

株数は、役位、職責、貢献度、会社業績、報酬水準、株価及び既存株主の皆様への影響等を勘案して決定いたします。

(3) 譲渡制限期間の設定の見直し

譲渡制限期間は現行制度の2年間を基本としつつ、対象取締役の役職、職責、在任見込みその他の事情に応じて、1～5年間の間で取締役会が定める期間、または退任・退職する日までの期間のいずれかにおいて個別に異なる期間を設定できる内容に見直します。必要に応じて退任時までの期間を設定することも可能とし、具体的な期間は、本株主総会の承認範囲内で個別の割当てに係る取締役会において定めます。

(4) 役務提供条件及び通常解除条件の見直し

本制度の役務提供期間を、当該割当ての決定日が属する事業年度の開始日から終了日までの1事業年度とします。所定の役務提供条件を満たした場合、原則として譲渡制限期間満了時に割当株式の全部について譲渡制限を解除する内容に見直します。役務提供条件を満たしたのみをもって、直ちに譲渡制限を解除するものではありません。

(5) 正当な理由による退任及び支配権変更時の取扱いの見直し

任期満了、不再任、会社都合、死亡、疾病、定年その他本人の責めに帰さない事由による退任の場合は、原則として役務提供条件を満たしたものとして取り扱い、譲渡制限期間満了を待たず、割当株式の全部について譲渡制限を解除する内容に見直します。

また、合併、株式交換、株式移転、公開買付け、主要株主又は支配株主の変更その他の株式の取得等に伴って、当社の支配権又は経営体制に実質的な変更が生じ、その変更に伴い対象取締役が本人の責めによらず退任等をする場合についても、原則として役務提供条件を満たしたものとし、割当株式の全部について譲渡制限を解除する内容とします。株式保有割合が一定水準に達したこと又は主要株主の異動が生じたことのみをもって、当然に全数解除するものではありません。支配権又は経営体制の実質的な変更の具体的な定義、本人の責めによらない退任等との関係及び解除の対象株数・時点・手続は、本株主総会で承認された制度の枠組みに従い、譲渡制限付株式割当契約において定めます。

(6) 無償取得事由等の見直し

当社による無償取得事由を、役務提供期間中の正当な理由のない自己都合退任、解任に相当する重大な非違行為、重大な法令若しくは社内規程違反又は背信行為等に限定する内容に見直します。正当な理由による退任及び所定の役務提供条件を満たした後の退任そのものは、原則として無償取得事由としません。

以上の変更に伴い、譲渡制限付株式割当契約の解除時点、無償取得の対象株数・時点、正当な理由及び支配権変更の具体的な定義等について、必要な修正を加えます。

2. 本制度の改定の条件

上記の改定は、本株主総会において取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役について、それぞれ本制度の改定に関する議案が承認可決されることを条件といたします。本改定では、各役員区分の既存のR S報酬決議のうち、上記の改定事項について変更の承認を求めるものとします。

3. その他

上記の改定事項及びこれらに伴う所要の修正を除き、本制度の対象者、金銭報酬債権の現物出資による交付方法、払込金額の決定方法、個人別配分の決定手続及び専用口座による管理等の基本的な仕組みは維持いたします。導入時の本制度の概要については、2016年10月13日付で公表した「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

本改定は、本株主総会で承認された後に新たに発行又は処分する譲渡制限付株式に適用し、過去に交付した株式に係る割当契約を当然に変更するものではありません。具体的な個別割当てについては、別途所定の手続により決定し、必要な開示を行います。

以上